

空き家バンク・ 空き家補助金の手引き 家に灯りを、まちに活気を



2025年4月

那須塩原市都市計画課

目次

1.	那須塩原市の空き家対策の状況	…	2 頁
2.	那須塩原市空き家バンク制度	…	2 頁
3-1.	空き家バンク利用登録～買いたい！借りたい！方編～	…	3 頁
3-2.	空き家バンク利用登録～売りたい！貸したい！方編～	…	4 頁
4.	空き家バンク関連補助金	…	5 頁
5.	Q&A	…	10 頁
～特定空き家等解体費補助金について～			
1.	那須塩原市特定空き家等解体補助金	…	11 頁
2.	特定空き家等解体費補助金 Q&A	…	14 頁

1.那須塩原市の空き家対策の状況

那須塩原市では、令和 3 年度に市内全域を対象とした空き家実態調査を行いました。その結果、市内の総家屋数 77,866 件※1 に対し、空き家は 2,941 件※2 あり、空き家率は 3.78%でした。

適切な管理が行われていない空き家は、火災、衛生、景観等において地域住民の生活環境に深刻な影響をおよぼす恐れがありますので、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るための対策が求められています。また、状態の良い空き家は財産であり、利活用が期待されます。

空き家総数	2,941 件	100.0%
黒磯地区	1,664 件	56.6%
西那須野地区	585 件	19.9%
塩原地区	692 件	20.3%

※1 那須塩原市統計書令和 3(2021)年版「9-5 家屋種別・棟数及び床面積」より

※2 空き家実態調査地区別空き家数【R4.3】より

2.那須塩原市空き家バンク制度

空き家の売却又は賃貸を希望する所有者などからの申請により登録された空き家情報を、空き家の利用を希望する人に対して那須塩原市が提供する制度です。

※空き家バンクに登録された物件については市のホームページや市役所の窓口等で、利用を希望する方に情報提供を行います。

※空き家所有者と利用希望者間の媒介（取引に関する交渉や契約）等については、那須塩原市と協定を締結した公益社団法人栃木県宅地建物取引協会及び全日本不動産協会栃木県本部（以下「協会等」）に加入する不動産業者が行います。なお、宅地建物取引業法で定める媒介手数料がかかります。

※市は空き家に係る当事者間の交渉や契約などの媒介行為は行いません。

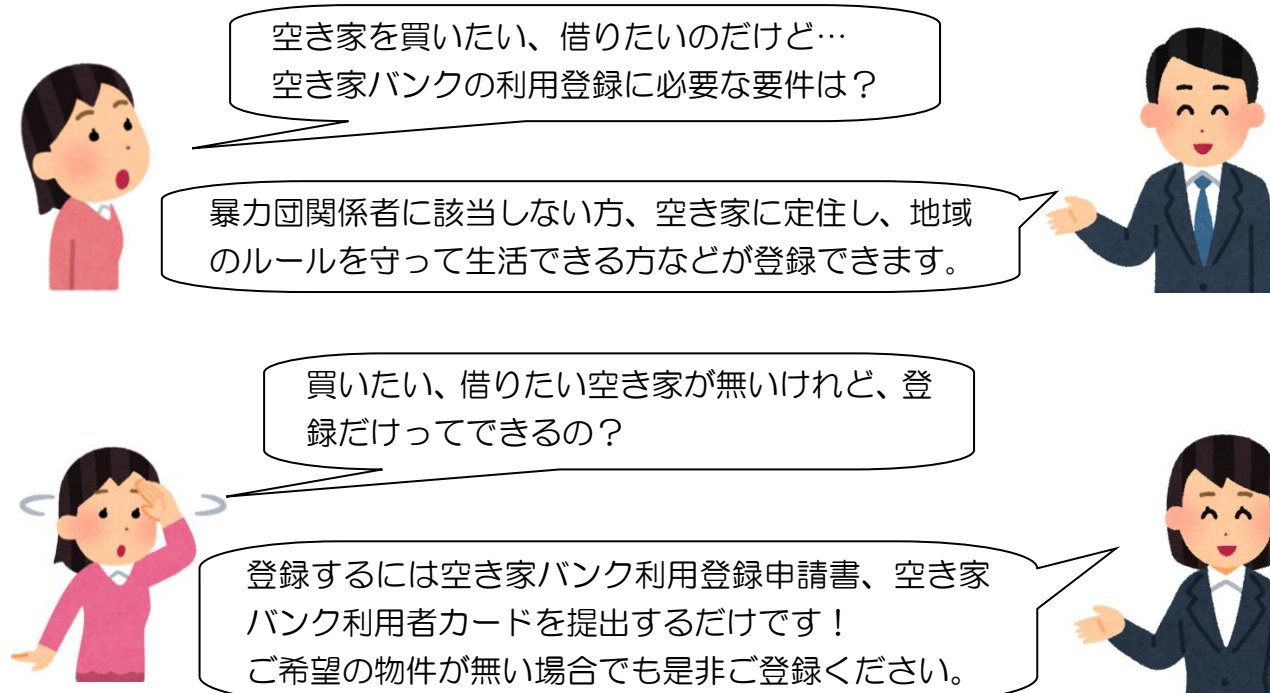
《対象となる空き家》

- ・市内に存在する個人の居住を目的として建築されたもの
- ・現に居住していない建物及び敷地

《対象外となる物件》

- ・賃貸を目的として建築されたもの
- ・不動産業を営む者が所有するもの
- ・所有者等が暴力団関係者であるもの
- ・老朽化が著しいもの、または大規模な修繕が必要なもの
- ・既に宅地建物取引業法による媒介契約を締結しているもの
- ・そのほか市長が適当でないと認めるもの

3-1.空き家バンク利用者登録 ～買いたい！借りたい！方編～

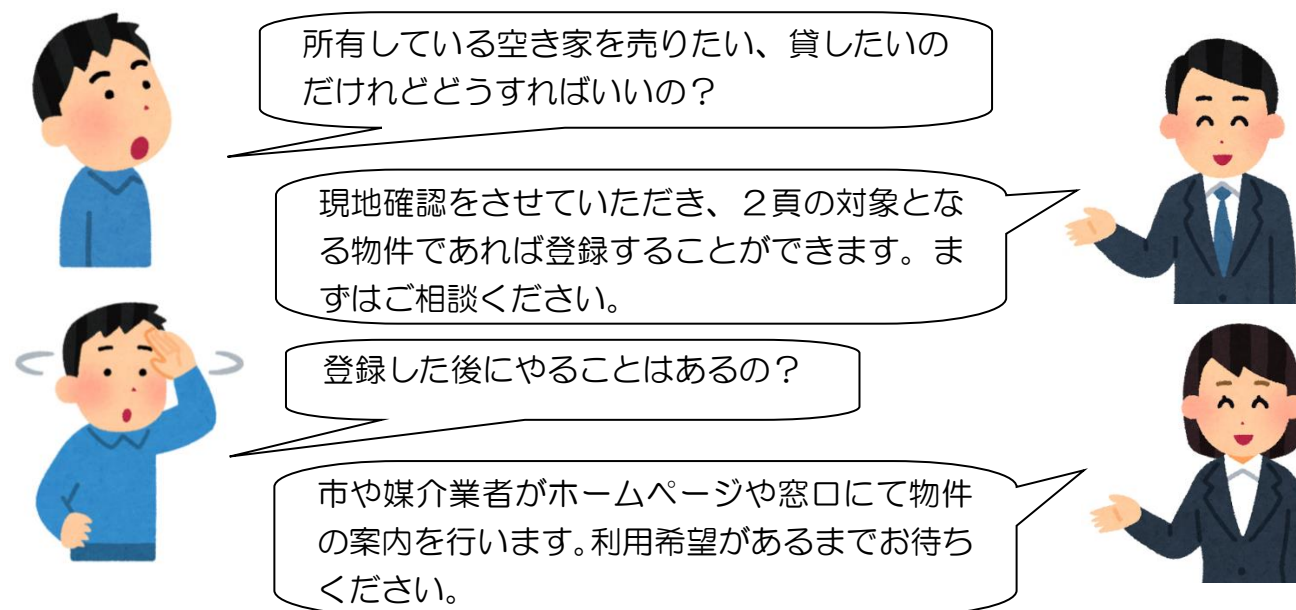


～手続きの流れ～

1.登録物件の閲覧	市のホームページ又は都市計画課住宅政策係窓口にて空き家バンク登録データベースに登録された物件を閲覧できます。
2.利用申請	登録された物件の見学又は交渉を希望する場合は、空き家バンク利用登録申請書（様式第5号）、空き家バンク利用者カード（様式第6号）、空き家バンク利用登録チェックシートを提出してください。
3.利用希望者登録	空き家バンク利用希望者登録データベースへの登録が完了したら、空き家バンク利用希望者登録完了通知書を送付します。
4.物件見学と 交渉・契約	市から所有者の方に利用希望があったことを連絡し、協会等が選定した業者の媒介により、見学、交渉・契約となります。 

※登録期間は2年間となります。延長を希望する場合は再申請をしてください。

3-2.空き家バンク物件登録 ～売りたい！貸したい！方編～



～手続きの流れ～

1.登録申請	空き家バンク登録申請書（様式第1号）、同意書（様式第2号）、空き家バンク登録カード（様式第3号）、空き家バンク物件登録時チェックシートに必要事項を記入の上、都市計画課住宅政策係にお申し込みください。 【その他必要書類】 ・土地及び家屋の登記簿謄本の写し（窓口：一通 600 円） （未登記の場合は「家屋評価証明書」300 円） ・公図の写し（窓口：450 円）（ない場合は「地番図」300 円） ・地積測量図の写し（お持ちの場合） ・その他の書類（建築確認申請書等）
2.物件調査	所有者立会いのもと、市職員と協会等が選定した業者が写真撮影（外観・内観）や現地の調査を行います。
3.物件登録と 情報提供	調査の結果に基づき、空き家バンク登録データベースに登録し、市のホームページ等で空き家の情報を公開します。 ※空き家の売却を目的として登録する場合、媒介契約が必要となります。
4.利用申込と 交渉・契約	市から所有者に利用希望があったことを連絡し、協会等が選定した業者の媒介により、見学、交渉・契約となります。

※登録期間は2年間となります。延長を希望する場合は再申請をしてください。

4.空き家バンク関連補助金

那須塩原市では、空き家バンクを利用して物件を購入した方や空き家バンクに登録される空き家の所有者を対象に、補助金を交付しています。補助金については、補助金交付決定後に工事着工するなど、各種条件等がございますので、検討している場合は、住宅政策係まで御連絡ください。

●空き家バンク登録建物リフォーム補助金

①対象者

- ・ 空き家バンクに登録されている空き家を購入し、購入した空き家に那須塩原市外から居住し、定住する空き家バンク利用者又は所有する空き家をリフォームしたうえで空き家バンクに登録する者（以下「空き家バンク登録予定者」）
- ・ 市区町村が賦課する税に滞納がない者

②補助の条件

- ・ 主要構造部、台所、便所、風呂、居室等の生活するために必要な部分のリフォームであること
- ・ 補助対象となるリフォームに要する経費が5万円以上であること
- ・ 市内施工業者が施工するリフォームであること
- ・ 補助対象となるリフォームについて、国、県又は市で実施している他の制度による補助金を受けていないこと

③補助金の額

- ・ 補助率 補助対象経費の2分の1（1,000円未満は切り捨て）
- ・ 限度額 50万円

※ただし、立地適正化計画で定める居住誘導区域内に所在する場合は上限70万円

※住宅につき1回、かつ、補助対象者1人につき1回限り

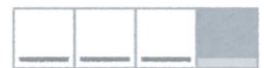
※併用住宅については居住部分についてのみ補助対象となる

※補助対象事業（リフォーム工事）着工前の交付申請書等の提出が必要。

④提出書類

【リフォーム着手前】

- 1.交付申請書（様式第1号）
- 2.誓約書（様式第2号）（登録空き家を購入する方のみ）
- 3.リフォームに係る見積書の写し
- 4.リフォームを行う住宅の平面図及びリフォーム予定箇所の写真
- 5.市区町村が賦課する税に滞納がないことを証する書類（納税証明書等）
- 6.登録空き家の売買契約書の写し（登録空き家を購入する方のみ）
- 7.その他市長が必要と認める書類



【交付等決定通知書受領後・リフォーム完了後】

- 1.実績報告書（様式第5号）
- 2.リフォーム工事の請負契約書及び領収書の写し
- 3.リフォーム完了箇所が確認できる写真
- 4.転入後の住民票の写し（住民票抄本または謄本）（登録空き家を購入する方のみ）
5. 空き家バンク登録完了通知書（空き家バンク登録予定者のみ）
- 6.その他市長が必要と認める書類

※リフォーム工事完了日から30日を経過する日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月25日のいずれか早い日までに提出しなければならない

【補助金の額が確定した後】

- 1.交付請求書（様式第7号）

住宅リフォーム補助の対象工事例

※工事の一例です。詳しくは都市計画課までお問い合わせください。

	内容	可否	備考
1	屋根の葺替え、防水、塗装	○	
2	外壁の張替え、塗装	○	
3	雨樋の交換、修繕、塗装	○	
4	部屋の間仕切りの変更	○	
5	天井、壁紙、床の張替え	○	
6	建具の交換、修繕、塗装	○	
7	畳の入れ替え、表替え	○	
8	外壁、屋根、天井の断熱化工事	○	
9	電気配線、配管、コンセント設置工事	○	
10	システムキッチンの設置	○	
11	バルコニー、ベランダ、テラスの設置工事	○	
12	棚、下駄箱など造り付け家具工事	○	
13	耐震補強・改修工事	△	那須塩原市木造住宅耐震改修費補助金を受ける場合は、その補助対象経費を除く
14	バリアフリー改修 （手すりの設置、段差解消等）	△	他の補助制度を受ける場合は、その補助対象経費を除く
15	台所、風呂、トイレ等の水回り改修工事 （給湯設備の設置を含む）	△	配管工事が伴うものに限り、製品の交換のみの場合は×
16	カーテン・ブラインドの取り付け、交換	△	業者が実施する工事に含まれる場合に限る
17	増築工事	△	附属建物を残して主となる建物を新築する場合は×
18	併用住宅の居住以外の部分の工事	×	住宅ではないため
19	設計費、確認申請手数料等	×	リフォーム工事ではないため
20	下水道（合併処理浄化槽を含む）接続工事	×	リフォーム工事ではないため
21	エアコン・薪ストーブの購入、設置	×	リフォーム工事ではないため
22	太陽光発電システムの設置	×	リフォーム工事ではないため
23	電話・インターネット等の通信配線工事	×	リフォーム工事ではないため
24	外構工事、造園工事、植木の剪定	×	住宅そのものではないため

●空き家バンク利用子育て世帯転居補助金

①対象者

- ・ 空き家バンクに登録されている空き家を購入した空き家バンク利用者
- ・ 購入した空き家に定住する意思のある世帯
- ・ 補助金交付申請日時点において 18 歳未満の子（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子を含む。）と同居する世帯
- ・ 市区町村が賦課する税に滞納がない者

②補助金の額

- ・ 対象児 1 人当たり 5 万円 ※対象児 1 人につき 1 回限り

③提出書類

【空き家売買契約後】

1. 交付申請書（様式第 1 号）
2. 誓約書（様式第 2 号）
3. 登録空き家の売買契約書の写し
4. 改修工事を行った場合は工事完了の引渡日を確認できる書類

※登録空き家の売買契約を行った日（当該空き家に係る改修工事を行う場合においては当該改修工事の完了の引渡しを受けた日）から 30 日を経過する日までに提出しなければならない

【交付等決定通知書受領後】

1. 実績報告書（様式第 4 号）
2. 登録空き家に転入、又は転居後の世帯全員の住民票の写し（住民票謄本）
3. 世帯全員分の市区町村が賦課する税に滞納がないことを証明する書類（納税証明書等）

※交付決定を受けた日から 30 日を経過する日又は当該日の属する年度の 3 月 25 日のいずれか早い日までに提出しなければならない

【補助金の額が確定した後】

1. 交付請求書（様式第 6 号）



●空き家バンク利用契約媒介手数料補助金

①対象者

- ・ 空き家バンクに登録されている空き家を購入し、購入した空き家に10年以上定住する意思がある空き家バンク利用登録者又は空き家バンク登録空き家の所有者
- ・ 登録空き家の売買契約に当たり、媒介手数料を支払った者
- ・ 市区町村が賦課する税に滞納がない者

②補助金の額

- ・ 補助率 支払った媒介手数料の2分の1（1,000円未満の額は切り捨て）
- ・ 限度額 10万円
※登録空き家の購入者及び登録空き家の所有者それぞれ1回限り

③提出書類

【空き家売買契約後】

1. 交付申請書（様式第1号）
 2. 誓約書（様式第2号）（登録空き家を購入する方のみ）
 3. 市区町村が賦課する税に滞納がないことを証する書類（納税証明書等）
 4. 登録空き家の売買契約書の写し
 5. 媒介手数料の金額を確認できる書類
 6. 改修工事を行った場合は工事完了の引渡日を確認できる書類
- ※登録空き家の売買契約を行った日（当該空き家に係る改修工事を行う場合においては当該改修工事の完了の引渡しを受けた日）から30日を経過する日までに提出しなければならない

【交付等決定通知書受領後】

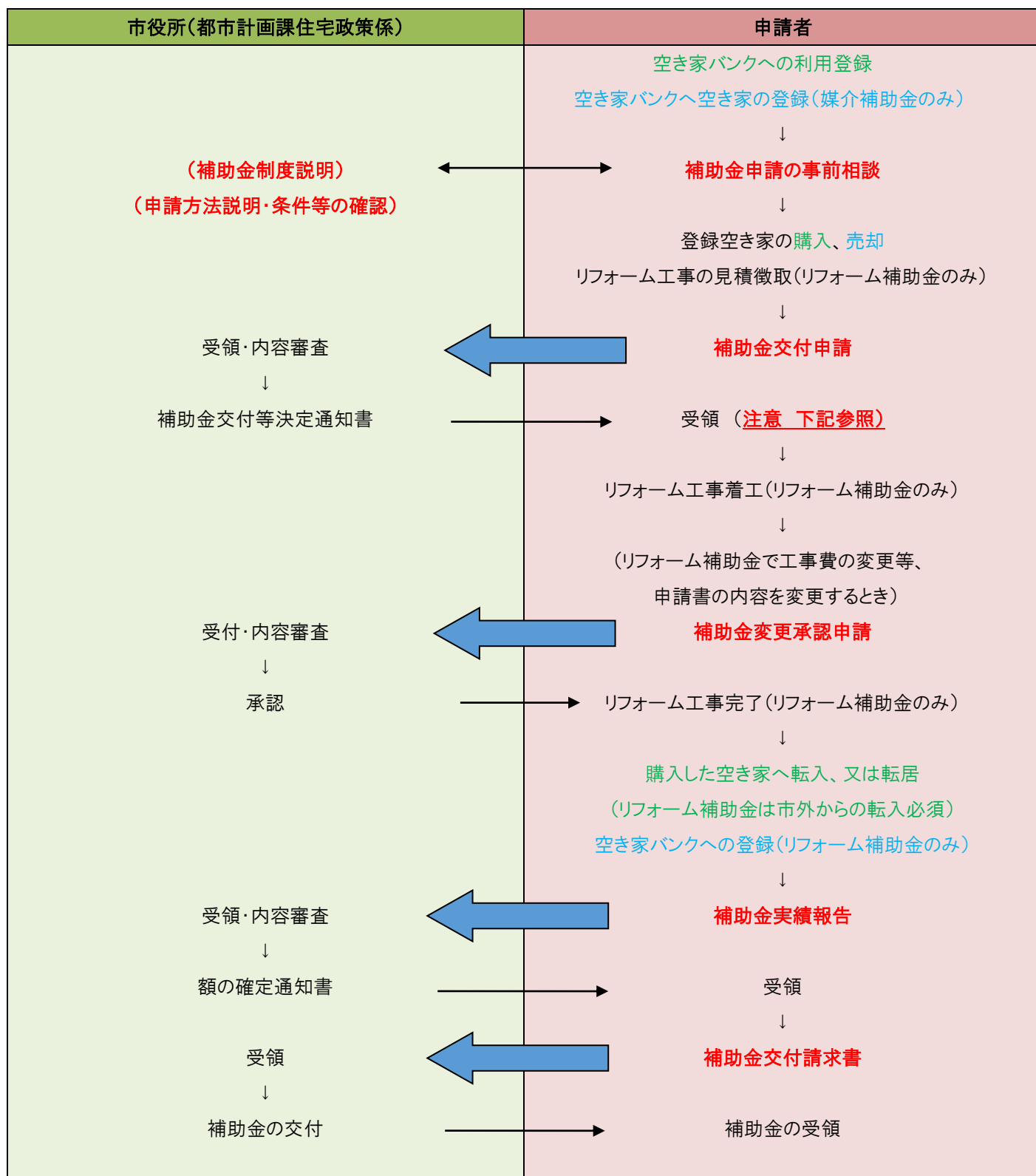
1. 実績報告書（様式第4号）
 2. 登録空き家に転入、又は転居後の世帯全員の住民票の写し（住民票謄本）
（登録空き家を購入する方のみ）
 3. 媒介手数料の領収書の写し
- ※交付決定を受けた日から30日を経過する日又は当該日の属する年度の3月25日のいずれか早い日までに提出しなければならない

補助金の額が確定した後】

1. 交付請求書（様式第6号）

空き家バンク関連補助金交付の流れ

※緑字＝登録空き家購入者のみ、青字＝空き家バンク登録（予定）者のみ



(注意事項)

○リフォーム補助金については、補助金交付決定後に工事を行う必要があります。工事着工後の補助金交付申請は認められないのでご注意ください。また、登録空き家購入者については、那須塩原市以外から転入される方のみが対象となります。

○子育て補助金・媒介補助金については、売買契約日から30日以内の補助金交付申請が必要となります。
(子育て補助金で改修工事等を行う場合は、工事完了から30日以内)

5.Q&A

Q1：空き家バンク登録、利用登録にはお金がかかるの？

A1：登録申請は無料ですが、申請に必要な添付書類の取得に手数料がかかります。

Q2：空き家バンクに登録した物件が売買や賃貸できた時、所有者（又は「売主」）にはどんな税金がかかることがあるの？

A2：以下の税金がかかる場合があります。詳しくは記載の電話番号にお問い合わせください。

- ・ 賃貸の場合 …所得税（不動産所得）【大田原税務署：0287-22-3115】
- ・ 売却の場合 …所得税（譲渡所得） 【大田原税務署：0287-22-3115】
- ・ 購入する場合…不動産取得税 【大田原県税事務所：0287-23-4172】

Q3：媒介手数料は売り手と買い手どちらにかかるの？

A3：両方にかかります。

Q4：値段の交渉はできるの？

A4：媒介業者との相談になります。

Q5：登録された空き家の情報はどこで見られるの？

A5：市役所都市計画課の窓口、市のホームページ、全国版空き家バンクの「アットホーム」と「LIFULL HOME 'S」のホームページでご覧になれます。

Q6：相続した空き家で、所有権移転登記をしていますが、空き家バンクに登録することはできますか？

A6：相続権のある方全員の同意書があれば登録申請できます。ただし、売買契約等を行う前までには所有権移転登記等の手続きが必要になります。

Q7：古い建物ですが、空き家バンクに登録することはできますか？

A7：老朽化が著しい建物や大規模な修繕が必要となる建物は、物件調査の結果、登録をお断りすることがあります。

Q8：空き家バンク物件を購入して3年後にリフォームしても補助金は申請できますか？

A8：空き家バンクの物件を購入してからリフォームするまでの期限はありませんので、購入してから3年後のリフォーム工事も補助対象となります。なお、補助金の交付申請をする場合は、工事着工前に申請し、交付決定後に着工してください。その後、工事完了後30日を経過する日又は交付決定日の属する年度の3月25日のいずれか早い日までに完了実績報告書を提出してください。

～特定空き家等解体費補助金について～

1 那須塩原市特定空き家等解体費補助金

那須塩原市特定空き家等解体費補助金は、特定空き家の所有者等に対し、その解体に要する費用の一部を交付することにより、市内に所在する特定空き家等の解体を促進し、生活環境の保全及び安全に安心して暮らせるまちづくりの推進に寄与することを目的としています。

特定空き家等とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、衛生上有害となるおそれのある状態、著しく景観を損なっている状態、周囲の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等をいいます。

①特定空き家等事前調査の実施について

補助の交付を受けようとする場合、「特定空き家等事前調査申込書（様式第2号）」を提出してください。その後市が事前調査を行い、判定結果を「特定空き家等事前調査結果判定書（様式第3号）」にて通知します。なお申し込みは年間を通じて受け付けています。

②補助交付申請期間

毎年度4月1日から11月30日まで

※補助交付申請をすることができるのは、事前調査の結果、特定空き家等の判定を受けた空き家等を解体する所有者等となります。

③補助の対象者

次のいずれにも該当する方

- ・ 特定空き家等を解体する所有者
（共有・相続人の場合は所有権を有する者全員の同意を得ていること）
- ・ 本市の市税に滞納がない者
- ・ 暴力団員等でない者

④補助対象空き家等

- ・ 特定空き家等に認定されていること
- ・ 不動産業を営む者（個人・法人）が所有するものでないこと
- ・ 所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、権利関係者全員の同意を得ている場合を除く（誓約書や同意書の提出が必要）
- ・ 公共事業等の補償の対象となっていないこと
- ・ 故意に特定空き家等に該当する状態としたものでないこと
- ・ 空き家等と同一とみられる敷地内に、所有者等が居住している建物が建っていないこと

⑤補助の条件

- ・対象特定空き家等の全部を解体・撤去すること
- ・建設業法の許可業者又は解体工事業の登録業者であり、市内に事業所がある業者が施工すること
(業者の紹介を受けたい場合は、「那須塩原市建設業協会」 ☎0287-67-2007 にお問い合わせください。)
- ・他の制度での補助金等の交付を受けていない工事であること
- ・補助金の交付決定前に空き家等の解体に着手していないこと

⑥補助金の額

特定空き家等の解体に係る費用の 2 分の 1 の額 (1,000 円未満は切り捨て)
ただし限度額 50 万円

(立地適正化計画で定める居住誘導区域内に所在する場合は限度額 70 万円)

⑦補助金交付申請の提出について

【解体工事着手前】

- 1.特定空き家等解体費補助金交付申請書 (様式第 4 号)
- 2.補助対象空き家の位置図及び現況が確認できる写真
- 3.特定空き家等の解体に係る見積書の写し
- 4.補助対象空き家の所有者及び権利を確認できる書類 (登記事項証明書等)
- 5.本市の市税に滞納がないことを証する書類 (納税証明書等)
- 6.申請者以外に所有権を有する者がいる場合は、その全員の同意書 (様式第 5 号)
- 7.申請者以外に所有権を有する者全員の同意を得ることが困難な場合又は所有権以外の権利が設定されている場合は、誓約書 (様式第 1 号)
- 8.その他市長が必要と認める書類

【解体工事完了後】

- 1.実績報告書 (様式第 8 号)
- 2.解体工事の請求書又は領収書
- 3.解体前及び解体後の写真
- 4.その他市長が必要と認める書類

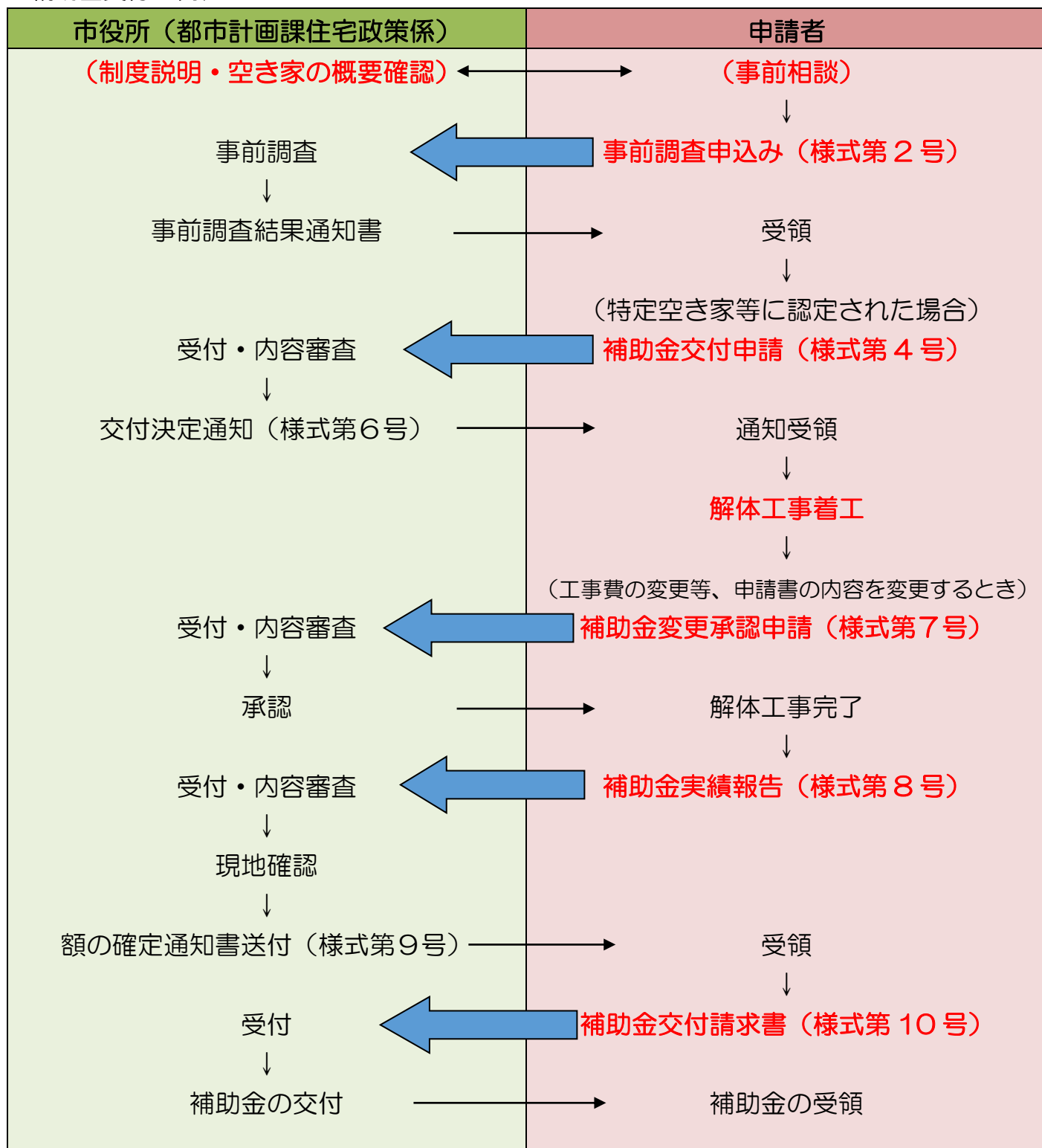
※解体工事完了日から 30 日を経過する日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の 3 月 25 日のいずれか早い日までに提出してください。

【補助金の額が確定した後】

- 1.交付請求書 (様式第 10 号)

金額の変更等が生じた場合、変更交付申請が必要になります。変更が生じそうな時点で、市にご相談ください。変更の承認がないまま工事を進めると、補助対象外になる可能性があります。

～補助金交付の流れ～



2 特定空き家等解体費補助金 Q&A

Q1:以前居住していた建物が、現在居住している建物の敷地内にあります。空き家の所有者は自分ですが、全く使用しておらず、老朽状況も著しく解体を考えています。補助の対象となりますか？

A1:空き家等と同一敷地内に所有者等が居住している建物が建っている場合は補助対象になりません。
(例:自宅の敷地内にある離れ・納屋・旧住居等)

Q2:建物解体の際の費用はすべて補助の対象費用になりますか？

A2:補助の対象になるのは、建物(特定空き家等)の解体費用となります。

また、R4年度から敷地内の残置物処分費用についても補助対象としています。

Q3:事前調査を申し込みたいのですが、平日は仕事があり、調査に立ち会うことができません。

A3:事前調査は空き家への立ち入りは行わず、外観調査を行うので立会は不要です。



〒325-8501

栃木県那須塩原市共墾社 108 番地 2

那須塩原市役所 建設部 都市計画課 住宅政策係

Tel : 0287-62-7162

Fax : 0287-62-7224

Mail : toshikeikaku@city.nasushiobara.tochigi.jp



好きを、編む。
那 須 塩 原 市